

随意契約理由書

1 工 事 名	阪神高速グループビジョン策定支援業務（追加）
2 業 者 名	TOPPAN株式会社
3 随意契約理由	本業務は、社内検討を進める中で、前契約（「阪神高速グループビジョン策定支援業務」）にて完了した業務に対して、イラストの修正や原稿の新規追加が不可欠となったことから、追加的に業務を発注することとなったものである。追加業務であるイラスト修正等は当社独力では実施困難な作業であるため支援を得るものである。 本業務の遂行にあたっては、(1) 当社が推進中の “サステナビリティ経営” と新ビジョンとの整合を図る必要があり、当社のサステナビリティ経営の内容等を深く理解し、その内容を熟知するとともに、サステナビリティ経営に係る各種施策の実施成果を円滑かつ効率的に新グループビジョンへ連携・反映できること (2) ビジョンの取りまとめ等の実績、体制、能力、ノウハウを保持していること等が求められる要件となる。 TOPPAN株式会社は、「サステナビリティ経営推進に係る総合コンサルティング業務（2022年度）に関する基本協定」を当社と締結し、3カ年にわたり当社のサステナビリティ経営の支援を行う者であり、当社のサステナビリティ経営の内容及びこれまでの検討経緯を熟知し、サステナビリティ経営に係る各種施策の実施成果を円滑かつ効率的に新グループビジョンへ連携・反映が可能である。また、TOPPAN株式会社は、ビジョンの取りまとめに関して豊富な実績を持ち、表現手法等に関する体系的な理解と高度な専門知識、ならびに社外発信等において一貫性と説得力のあるメッセージを構築するノウハウを保持する企業である。加えて、前契約での業務支援実績があるため、これまでの検討経緯や現状の課題・関係者の意向を熟知しており、当社が求める業務の質を満たしながら、円滑かつ迅速な対応が可能な唯一の者である。 よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、TOPPAN株式会社と随意契約するものである。
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	